

令和5年度事業計画(案)

(一社) 沖縄県警備業協会

第1 会議等の開催

- 1 通常総会は、年1回会長が招集し事業計画、収支予算、旧年度事業結果及び収支決算その他重要事項の決議を求める。
- 2 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 理事会は、概ね年2回会長が招集し開催する。
- 4 各委員会は、会長の承認を得て、各委員長が招集し開催する。
- 5 特別講習講師研究会を開催する。

第2 会議への出席

- 1 会長及び専務理事は全警協及び九警協主催の通常総会、理事会その他各種会議へ出席する。
- 2 会長及び専務理事は警備業が関連する官公庁主催の会議へ出席する。

第3 教育、研修等事業の推進

- 1 公安委員会委託講習事業の充実強化を図る。
- 2 新任教育及び現任教育受講者の拡充と教育内容の一層の充実を図る。
- 3 特別講習の拡充強化により、会員各社における検定合格者の輩出を支援する。
- 4 全警協が主催する特別講習講師等研修会へ資格者等を参加させる。
- 5 特別講習等各種講師を計画的に養成し、教育体制の充実強化を図る。
- 6 関係官公庁主催の講習会、研修会へ積極的に参加する。
- 7 警備員教育用教本・その他書籍等の購入斡旋を行い警備員の資格取得、資質向上に寄与する。
- 8 全警協eラーニングの普及促進に向けた活動を推進する。
- 9 全警協と連携し「建築保全業務労務単価」及び「公共工事設計労務単価」の調査に関するWebセミナーを実施する。

第4 関係官公庁との連携強化

- 1 関係官公庁と連携し協会業務の円滑かつ適正な運営を図る。
- 2 会員各社における適正な警備業務の提供を図るため、関係官公庁と密接に連携し、関連情報の収集に努め、これを会員に周知・指導する。
- 3 検定制度の円滑な実施を図るため、関係官公庁と密接な連携を保持する。
- 4 関係官公庁に対し、必要に応じて協会としての意見具申・要請を行い、警備業の適正な運営に資する。
- 5 関係官公庁との協力関係強化のため、担当者との意見交換会、関係係官を講師とする講演会、研究会等を開催し、業界の発展に資する。
- 6 沖縄労働局と連携し、雇用助成金・奨励金等支援金制度、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金に関する周知を図る。
- 7 深刻化が予想される警備員不足に対応するため、沖縄労働局公共職業安定所(ハローワーク)と連携した人材確保のための各種施策を推進する。

第5 組織の充実強化

- 1 警備業界の適正な発展のため、未加入業者の新規加入促進を行う。
- 2 会員間の連携強化を図り、会員の遵法意識と共通認識、信頼関係を醸成するため、経営者研修会等を開催する。
- 3 協会事務局と会員及び関係組織等との連携を密にし、意思疎通の円滑化を図る。
- 4 (一社) 沖縄県警備業協会青年部会が行う業界充実強化活動を支援する。
- 5 警備業における中小企業・小規模事業者の経営基盤強化、個々の事業者における取引適正化の取組みを一層推進するための「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を実践し定着させる。

第6 地域安全・暴力団排除対策活動等の推進

- 1 各季開催の地域安全運動へ積極的に参加する。
- 2 暴力団追放県民大会への参加及び暴力団等反社会的勢力の排除対策に積極的に取り組む。
- 3 飲酒運転根絶運動等の飲酒問題に積極的に取り組む。
- 4 ちゅうちな一安全なまちづくり推進対策活動に参加する等、積極的に取り組む。

第7 会員間の融和協力と情報交換

- 1 ユーザー等の意見・提言を速やかに各会員に情報提供して適正な業務の推進・活性化を促進するとともに、会員相互の協調を図る。
- 2 通常総会・経営者研修会等終了後に、会員相互の親睦を深めるため、懇親会を開催する。
- 3 関係官公庁や全警協からの通知・連絡事項をその都度会員に知らせる等、全国的な業界関係情勢等について情報を提供する。
- 4 会員各社の社員及び家族を対象とした研修会・交流会を企画・開催し親睦を図る。
- 5 全国警備業協会の嘱託により実施する警備業者賠償責任保険団体制度の普及促進を図る。

第8 労働環境の改善

- 1 年次有給休暇の付与、法定労働時間(週40時間労働・時間外労働・休日労働に関する協定)等労働基準法遵守のため、講習会を開催するほか、適宜資料等を配布し経営者等の意識高揚を図る。
- 2 警備業務における監視又は断続的労働の許可基準の遵守と、適正な運用・届出について指導啓発を行う。

第9 災害時における円滑な通行の確保等に関する協定及び家畜伝染病発生時における支援活動に関する基本協定に基づく支援体制の確立

- 1 会員各社に協定に関する内容周知を行い、災害時及び訓練時の要員派遣等協力を要請する。
- 2 会員各社から派遣された要員に対する災害警備支援活動の教育訓練の充実を図る。

- 3 前項の要員で構成する支援部隊をもって、沖縄県主催等の総合防災訓練に積極的に参加する。
- 4 災害時における円滑な通行の確保等に関する協定の改正に取り組む。

第10 協会による指導等事業の推進

交通誘導警備員配置現場等において、協会による業務指導（いわゆる安全パトロール）を行い、適正かつ円滑な警備業務提供を促進する。

第11 表彰事業の推進

表彰基準に該当する警備員等を積極的に表彰する。また、全警協に表彰上申するなど、会員職員等の資質の向上と士気の高揚に寄与する。

第12 労働災害の防止と労働災害保険加入促進

- 1 全警協、沖縄労働局等と連携し、労働災害防止のための資料（事故例等）を会員に配布する等指導啓発を行う。
- 2 労働災害保険への適正な加入について指導啓発を行う。
- 3 関係官公庁が主催する各種労働安全衛生運動に積極的に参加し、関係情報の収集を行う等労働災害防止対策に活用する。
- 4 労働安全衛生大会の開催及びポスター・標語・論文の募集による啓発活動を推進する。
- 5 職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について努めるとともに、政府の動向を踏まえ、必要に応じて啓発を行う。

第13 関係団体・企業との連携の強化

一般社団法人沖縄県ビルメンテナンス協会等関係団体・企業との連携を緊密にし、警備業界の社会的地位の向上に努める。

第14 広報活動の推進

- 1 機関紙「沖警協だより」及びマスコミ等各種広報媒体や外部の会議出席等あらゆる機会を利用して、広く県民全体はもとより、官公庁・市町村・教育委員会・企業団体（ユーザー）等に対して警備業の諸活動を広報し、警備業について正しい認識の浸透を図る。
- 2 協会開設のホームページの充実を図り、警備業界の情報を発信する。
- 3 「警備の日」に伴う記念行事等を開催し、警備業への理解及び警備業界の地位向上を図る。